

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成28年 3月31日)
(条例第27号)

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を

「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例）を付する。

附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合）

- 4 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北本市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 4 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する家屋に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。